

整理番号:2-6

提言題名:ごみを燃やす人が未だにいます

**【提言の要旨】**

前略、毎年のことですが、この時期の晴れた日に近所でごみを燃やす人が未だにいます。せっかくの梅雨の晴れ間に外で干しておいた洗濯物は燻され洗いなおすことになったり、暑い時など窓を開けておくと部屋中に煙臭くなったりします。

ダイオキシンの問題もあるので、条例でごみ燃やしを禁止したり、違反者に罰金を処したり何か手を打ってほしいものです。

(令和4年6月受付)

**【回答の要旨】**

野焼きは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2で原則禁止されています。

今後、野焼きを発見した場合は通報してください。市の職員又は消防署職員が現地に出向き、野焼き行為者を指導します。

(環境対策課 令和4年6月回答)